

インド デリー準州と

日本国福岡県との

相互協力に関する覚書

<和訳>

覚 書

この覚書は、首席大臣を代表とするインド・デリー準州（以下「GNCTD」という。「GNCTD」は、本文に明記していないかぎり、その機関及び任務を含む。）と、

知事を代表とする日本国福岡県（以下「福岡」という。「福岡」は、本文に明記していないかぎり、その後任者及び任務を含むこととする。）との間で、2007年3月5日に作成された。

以下、両者を「当事者」という。

I 前文：

福岡県（日本国）とデリー準州（インド）は、民主主義、多元主義、人権、法の支配に対する共通の決意を有し、両地域の住民のために、平和的、安定的、安全な地球環境をめざし、経済発展と繁栄を推進することに努める。

当事者は、その代表団の協議の過程において、ビジネス、商業、文化、開発における強固な連携の潜在性があることを認識し、特に経済発展のため、また投資機会の可能性を模索するためにこれらの連携を強化する必要性を認識する。

当事者は、経済発展及び文化向上に特に重点を置き、相互利益のために、経済、観光、医学、スポーツ、スポーツインフラ、環境、都市開発、文化、教育、青少年育成などに関連した分野やそれ以外の分野において、ビジネス協力の可能性を創出、拡大するため、覚書を締結するものである。

II したがって当事者は以下のとおり合意する。

1 定義

(a) 「覚書」とは、覚書とされるこの書類及びこの書類の付属書があればその書類を指す。

(b) 「人」とは、法で認められた自然人、企業、その他事業体を含む。

2 目的

この覚書の目的は、

- i 両地域の予算、資材、組織の能力並びにそれぞれの国や州の最新の一般法及び条例の範囲内において、相互利益となる協力及び経済発展を促進し、拡大すること。
- ii 特定の分野において、相互利益となる共同プロジェクト及び任務を構築すること。

3 形式

- i 覚書を締結した後に開始するプロジェクトのための資金及びその他の運営については、活動を実施する前に両者が批准、承諾、同意しなければならない。
- ii 覚書及び覚書締結後の新たな行動計画において、必要な活動及び交渉の結果、発生した各自の費用は、各自が負担する。
- iii 当事者は、プロジェクトを進歩的に発展させるとともに、所期の目的を効果的に達成するために、可能な範囲で、基本目標、目的、個々の責任、説

明責任、活動、スケジュール、終了要件、計画の調整、資金計画、経費負担、報告要件、その他必要と思われる事項を定める。

- iv 当事者は、具体的に発展する可能性のある特定のプロジェクトについて、プロジェクト別の協定書に調印する必要性を随時認識する。

4 適用範囲

- i この覚書は、いかなる法的拘束力も持たないこととする。当事者は、各地域の経済発展を促進するために、その関係構築を目的としたこの覚書を適用する。この覚書は、両者が合意したプロジェクト及びその他の活動の運営に関し、両者が着手する共同作業の概略を示すものである。
- ii 当事者は、経済協力の強化という枠組みにおいて、両地域間の交流と協力を深めることを希望する。この覚書は、両地域の関係をさらに強化し、両地域の政府及び住民に利益をもたらすものである。
- iii 当事者は、協力を深めるために、特定の分野における情報交換を促進する。効果的に情報交換を行うために、必要であれば、当事者は、促進イベント、セミナー、シンポジウムの準備や開催を支援するとともに、両地域の成功事例の経験を共有、移転する機会を促進するため、代表団の交流を行う。
- iv 当事者は、文化交流の機会を模索するとともに、文化芸術、科学技術、環境並びに都市開発及び都市運営に関連した分野での相互支援と協力をを行う。

- v 当事者は、上記で言及された様々な活動を調整するために、適切な機関を指定することに同意する。ワーキンググループの会議は、両者の都合の良い日時、場所において、開催される。

5 協力の分野

- i 協力の分野は以下を含む。
- ii 人、企業、団体間の直接の連絡方法を構築することを含め、文化、教育、工業、観光、医薬、農業、環境、都市開発の分野における協力のための好機を促進すること。
- iii 文化交流を深める活動を促進し、参加すること。
- iv 当事者の一方が必要とする研修や開発を推進する活動を奨励すること。
- v この覚書の期間に生じる他のイニシアチブについては、両者が確認し、合意すること。

6 連絡窓口

- 1 プロジェクトを発展させるため、連絡窓口を以下のとおり定める。

デリー準州：都市開発局

福岡県：生活労働部国際交流課

- 2 覚書にかかる福岡県の事務責任者：生活労働部国際交流課長
- 3 覚書にかかるデリー準州の事務責任者：都市開発局長

7 改定

覚書の改定は、両者または両者が正式に認定した代理人が署名した書面により行う。

8 評価

- i 当事者は、覚書の精神に従って、課題を調査し、対処し、評価するために1年に1回、デリーと福岡で交互に会議を行うこととする。
- ii 行動計画は、毎年精査する。

9 終了

- i 当事者の一方が、書面により終了する3ヶ月前に相手方に通知するか、両者の合意があればそれよりも早くこの覚書を終了することができる。
- ii 両者の書面による合意がない場合、覚書の終了は、覚書で合意し開始されたプロジェクトの有効性や期間について効力を持たない。

10 紛争の解決

この覚書の事項に関し、当事者間で意見の相違や紛争が生じた場合は、交渉によって解決する。

11 期間

この覚書は、2007年3月5日に発効し、5年後の2012年3月4日に失効する。両者は覚書の最初の5年間を評価した後、さらなる延長の期間を決定する。

この覚書は英語の原文2通で作成され、以下に署名することをもって、調印されたことを正式に認定する。

福岡県

デリー準州

麻生 渡
福岡県知事

シーラ・ディクシット
デリー準州首席大臣